

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知事等の期末手当が引き下げられたことにかんがみ、議員の期末手当の支給割合を引き下げる。

2 条例の概要

(1) 議員の期末手当の支給割合を年100分の274（現行 年100分の290）に引き下げる。

ア 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の134（現行 100分の150）とする。

イ 平成22年1月1日以降に支給される期末手当の支給割合について、6月に支給されるものにあつては100分の132（現行 100分の140）と、12月に支給されるものにあつては100分の142（アによる改正後の支給割合 100分の134）とする。

(2) 施行期日は、平成21年12月1日とする(1)のアを除き、平成22年1月1日とする。